

1 1 1 消防・防災体制の強化（用語解説）

用語・項目	解説
消防水利	<p>消防活動を行う際の水利施設。</p> <p>主な水利としては、消火栓、防火水槽、河川、湖沼、プール等がある。</p>
救急救命士	<p>厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指導のもとに救急救命処置をするものをいう。（救急救命法第2条）</p> <p>救急救命処置の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・器具を用いた気道確保 ・エピネフリン（アドレナリン）の投与 ・乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液 ・骨折の固定 等
準用河川	<p>一級河川及び二級河川以外の河川のうち、市町村長が公共性の見地から重要と考え、指定し、管理する河川である。</p> <p>河川法に基づき、二級河川の規定が準用される。</p> <p>市内の主な</p> <p>一級河川は、秋山川、旗川、才川等である。</p> <p>二級河川は、なし。</p> <p>準用河川は、旧秋山川、鷲川等である。</p>
浚渫（しゅんせつ）	<p>河川の底面をさらって、土砂などを取り去る土木工事のことである。</p>
消防自動車 CD-I型	<p>C＝キャブオーバー型（ボンネットのないもの）</p> <p>D＝ダブルキャブ（二列座席）</p> <p>I＝ホイールベースが2m以上3m未満のもの</p> <p>消防団に広く導入されている一般的な消防自動車である。</p>
消防自動車 小型動力ポンプ付き積載車	<p>持ち運びのできる小型動力ポンプを積載した消防自動車である。</p> <p>消防自動車が入りできない現場にポンプを運んで消火活動を行うことができる。</p>